

## 第1章 計画の策定に当たって

### 第1節 市の概要

市域は、東西約 13.6km、南北は約 12.8km、面積は 103.76km<sup>2</sup>で、県内 19 市中 5 位の広さを持つ都市です。東京からは約 60km、横浜から約 37km の距離にあります。

北方には神奈川県屋根と呼ばれている丹沢山塊が連なり、南方には渋沢丘陵が東西に走り、県下で唯一の典型的な盆地を形成しています。太平洋側の温暖な気候で、冬は乾燥した晴天が多く、夏は高温多湿となっています。

人口は 16 万 2,439 人、世帯数は 7 万 478 世帯（令和 2 年 10 月 1 日現在）で、産業別就業者の割合は、第一次産業が約 2.0%、第二次産業が約 27.7%、第三次産業が約 66.3%となっています（平成 27 年 10 月 1 日現在）。

### 第2節 計画改定の趣旨

廃棄物に係る問題は、全国の自治体が共通に抱える重要課題の一つです。国は循環型社会形成推進基本法をはじめ、ごみの処理やリサイクルに関する様々な法律を施行し、国全体での循環型社会の実現に向けて取り組んでいます。

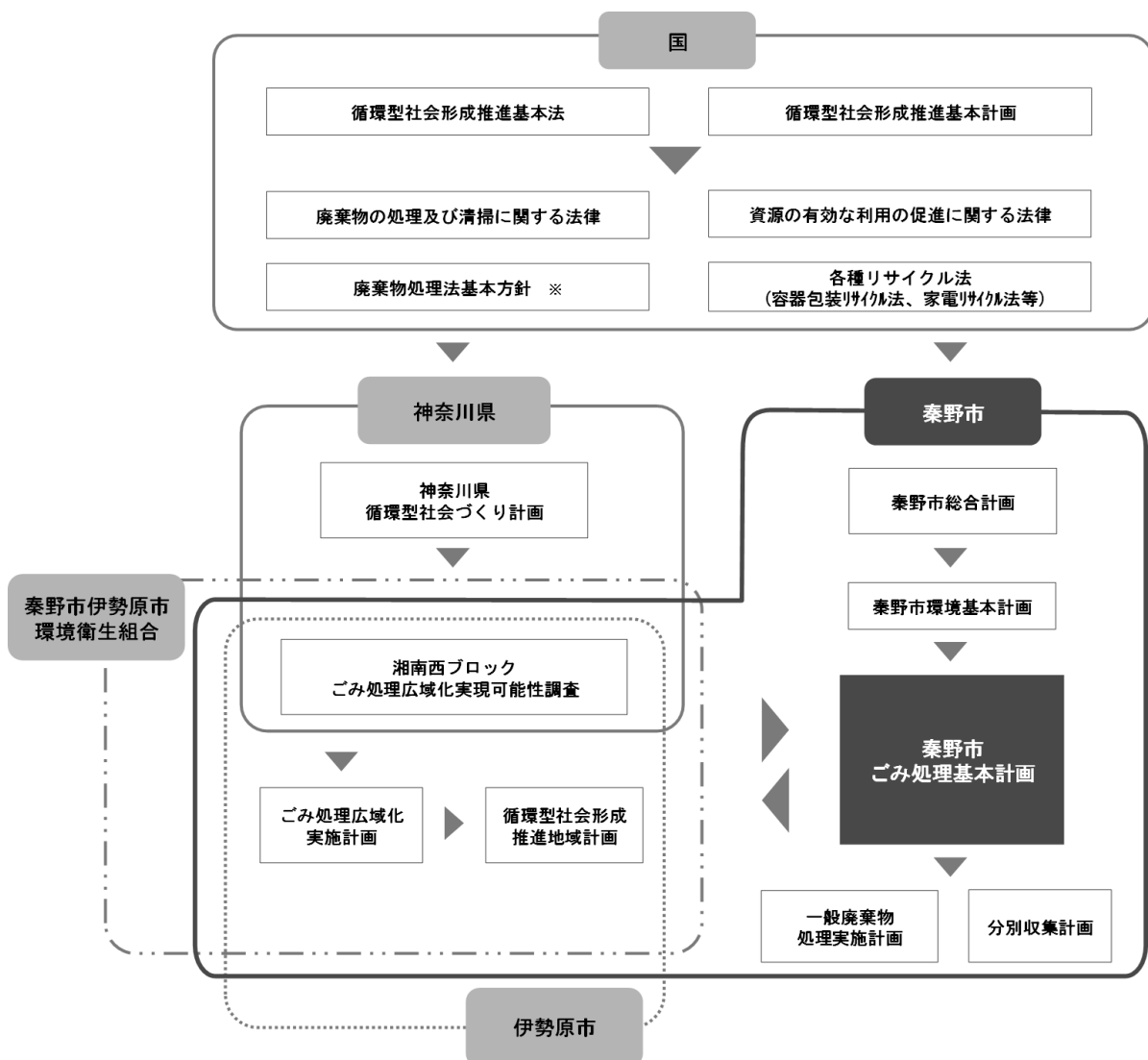
本市では令和 3 年度からスタートした秦野市総合計画（はだの 2030 プラン）において「ごみの減量と資源化の推進」及び「きれいで快適な生活環境の確保」を目指しており、これに合わせ体系的、総合的に一般廃棄物に関する施策を展開する必要があります。

また、秦野市ごみ処理基本計画（対象期間：平成 29 年度から令和 13 年度まで。以下「本計画」）の策定から 5 年が経過し、中間目標年度に当たることから、この間に、「食品ロスの削減の推進に関する法律」や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」、「プラスチック資源循環促進法」）の成立などごみを取り巻く環境が変化したことを踏まえ、平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間で振り返るとともに、令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間の計画を見直し、今後のごみ処理行政の方向と施策を示すものです。

### 第3節 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」）第6条第1項及び「秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第8条第1項の規定に基づき策定するもので、秦野市総合計画（はだの2030プラン）の詳細計画として位置付けています。

その他、廃棄物処理に係る関連計画の位置付けは、次に示すとおりです。



※ 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

図1 本計画の位置付け

## 第4節 SDGsとの関係

本計画は、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されたSDGs（持続可能な開発目標）の理念を踏まえたものとします。これにより、世界が目指す持続可能な社会の実現にも貢献するものと考えています。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センター

また、本計画と特に関係性が深いSDGsの取組は次の6つです。

 <p><b>11</b> 住み続けられるまちづくりを</p> <p><b>目標 11[持続可能な都市]</b> 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	 <p><b>12</b> つくる責任 つかう責任</p> <p><b>目標 12[持続可能な消費と生産]</b> 持続可能な消費生産形態を確保する</p>
 <p><b>13</b> 気候変動に具体的な対策を</p> <p><b>目標 13[気候変動]</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	 <p><b>14</b> 海の豊かさを守ろう</p> <p><b>目標 14[海洋資源]</b> 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p><b>15</b> 陸の豊かさも守ろう</p> <p><b>目標 15[陸上資源]</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	 <p><b>17</b> パートナリシップで目標を達成しよう</p> <p><b>目標 17[実施手段]</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

外務省「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組パンフレット」（令和3年9月）をもとに作成

## 第5節 計画の範囲

本計画の対象とする廃棄物は、本市の区域内から発生するすべての一般廃棄物のうち、生活排水（し尿、浄化槽汚泥及び雑排水）を除いたものとします。

なお、生活排水については、別途「生活排水処理基本計画」を策定しています。

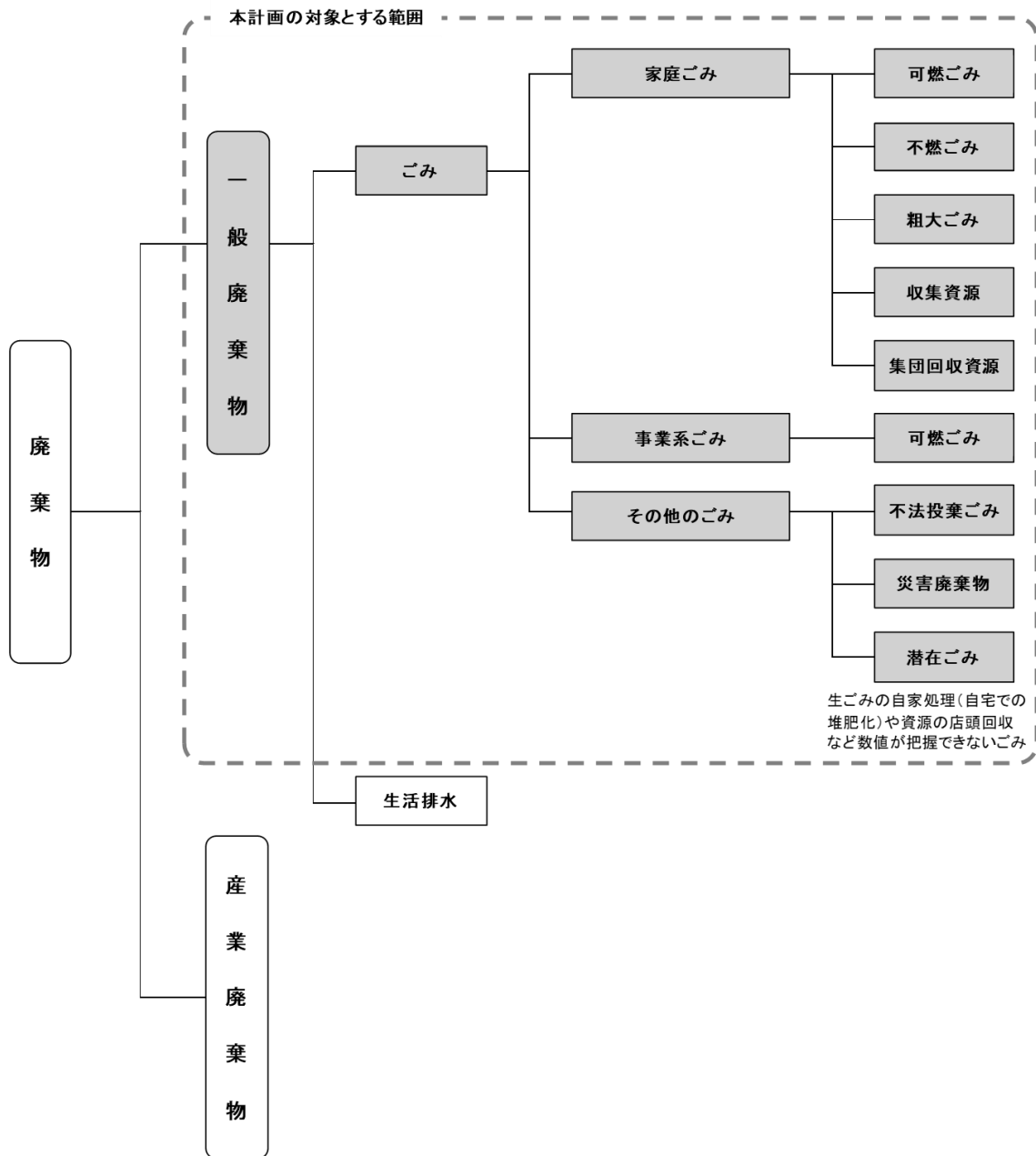


図2 廃棄物の種類と本計画の対象とする範囲

## 第6節 計画の目標年次

本計画は、平成29年度を初年度、令和13年度を最終目標年度とした15年間の計画です。

策定から5年目に当たる令和3年度を迎え、令和4年度から令和13年度までの計画を見直します。これにより、新たな中間目標年度を令和8年度とします。

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
基準 年度	策定					→見直し					→見直し					→次期 策定
		計画期間														
		計画 初年度					当 初 の 中 間 目 標 年 度						中 間 目 標 年 度 今 回 定 め る			

図3 計画の目標年次

## 第7節 計画の構成

本計画は、第1章から第6章で構成します。

本章に続く第2章ではごみ処理の現状と課題を整理します。また、第3章では人口とごみ量の将来予測、第4章では基本理念及び基本方針、達成すべき数値目標などを掲げ、第5章の個別施策において体系的、総合的に施策を示します。さらに、第6章で計画の実現に向けた進行管理の方法を示します。

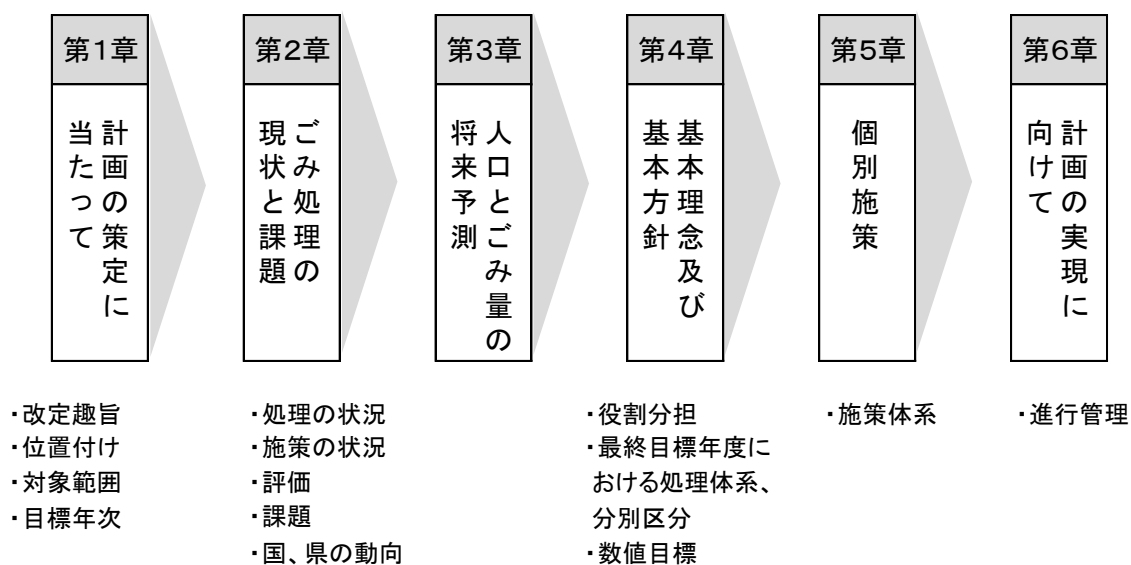


図4 本計画を構成する各章